

第 1 0 職 員 研 修

第 10 職員研修

1 職員研修の基本

環境行政を積極的かつ効率的に推進するためには、環境政策局職員一人ひとりが環境行政の果たす役割を理解するとともに、市職員としての誇りと自覚を持って、それぞれの職場で意欲的に業務を遂行することが大切である。

このため、市民に愛され、その信頼に応えられる公務員として、「安全・親切・ていねい・美しく」を基本に業務が遂行できるよう、職員研修に取り組んでいる。

2 研修の重点目標

平成 20 年度の職員研修は、常に内容の点検と見直しを図りつつ、次の点を目標にして計画的に実施した。

- ・ 職員の不祥事根絶に向けた公務員倫理研修の強化
- ・ 市民応対及び市民サービスの向上に関する研修の充実
- ・ 服務管理体制の強化、指導監督職員の資質向上に向けた階層別の研修の実施
- ・ 職員の安心・安全を守るための安全衛生研修の充実・継続
- ・ 職員の能力開発・資質向上を図るための研修の実施

3 研修体系

職員研修は、次の 4 つの研修を相互に関連づけ、総合的に取り組むことによって、効果を高めようとするものである。

(1) 所属別研修

局が研修の重点目標を定めて実施する研修

- ・ 管理監督者を対象に職場研修の指導者研修を実施する。
- ・ 職員を対象に集合研修を実施する。

(2) 職場研修

- ・ 各職場の管理監督者が中心となって、職場を単位にして日常業務の身近な課題を取り上げて研修を行う。
- ・ 局の定める重点目標に基づき、各職場に講師を派遣して職場単位での研修を実施する。

(3) 派遣研修

業務に関連する知識・技能などの習得のため、公的機関が実施する研修会、講習などに職員を派遣する。

(4) 自主研修

公務員として自覚を高めるとともに、豊かな職場・家庭・地域社会を築くために、職員一人ひとりが自発的に研修を行う。

4 研修内容

(1) 一般研修及び資格取得等

- ・ 技術及び資格取得
業務に必要な資格取得や知識、技能等の習得のため、公的機関が実施する研修会、講習会などに職員を派遣する。
- ・ 管理監督者研修（課長級，課長補佐級，係長級，作業長級）
管理監督者としての立場の自覚を促し，職場研修の重要性を徹底するとともに，指導力の強化を図る。
- ・ 事務職員研修，技術職員研修，技能労務職員研修
環境業務全般についての認識を深めるとともに，研修の重点目標を定めて，能力及び意欲の一層の向上を図る。
- ・ 教養講座
公務員としての教養を深めるため，視聴覚教材などを利用した研修を行う。

(2) 人権研修

職場研修を基本に，身近な問題を題材に取り上げて，すべての人の人権を尊重するという視点に立って行動できるよう，人権感覚を磨く研修に取り組む。

5 講 師

講師は，管理監督職員及び人権共生推進主任等が努めるものとするが，研修内容によっては，外部講師を招く場合もある。

6 平成 20 年度研修実績

【実施回数及び受講人員】

区 分	所属別研修		職場研修		派遣研修		計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
一 般 研 修	16	2,863	54	1,596	0	0	70	4,459
人 権 研 修	0	0	1	44	0	0	1	44
資格取得等	0	0	0	0	35	66	35	66
計	16	2,863	55	1,640	35	66	106	4,569